第一条の四第二項第八号	一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）に配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に同条第一項第一号に該当することとなる者に限る。） ［略］ 当該一般受給資格者が	公務員である一般受給資格者に配偶者 ［略］ 当該公務員である一般受給資格者が
第六条第三項	当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童 当該第三子以降算定額算定対象者が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、 当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主である場合にはその旨、当該第三子以降算定額算定対象者 ［略］	その者が世帯主である場合にはその旨、その者 公務員である一般受給資格者又は、 その者が世帯主である場合にはその旨、その者

2　［略］

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第十二条の十　［略］

2　［略］

［一・二　略］

三　学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（第五号において「義務教育諸学校等」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用

四　［略］

五　その他義務教育諸学校等又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用

［3・4　略］

第一条の四第二項第八号	一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）又はその配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に法第四条第一項第一号に該当することとなる者に限る。以下同じ。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者又はその配偶者 ［同上］ の	公務員である一般受給資格者又はその配偶者 ［同上］ 公務員である一般受給資格者の
第六条第三項	当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童 ［同上］	その者が世帯主である場合にはその旨、その者 ［同上］

2　［同上］

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第十二条の十　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（第五号において「義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用

四　［同上］

五　その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用

［3・4　同上］